

介護福祉の再就職をお考えの方へ

SUPPORT.

再就職の時に必要な費用を貸し付けします！

再就職後、2年間勤務で全額返還免除します！

貸付金額

上限40万円（無利子）

介護の資格とお仕事の経験がある方が、再就職するときに利用できます。再就職の際に必要なお金を貸し付け、再就職後2年間働けば返還免除されます。

こんなことに使えます

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費
- ・訪問介護職員等として必要となる靴、道具、カバン等の費用
- ・敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・その他、再就職に必要な資金

貸付の対象者

次の全てを満たす方

- 有資格者（初任者研修・ヘルパー2級以上）としての介護職員等の実務経験が1年以上ある
- 申請日から2か月以内に県内介護職場に介護職員等として再就職する（就職内定者）
- 前の介護職場を離職後、6か月以上経過して再就職する
- 福祉人材センター・バンクに求職登録している

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 2階
Tel.095-894-4027 (受付時間) 9:00～17:00 土日祝を除く

2024年2月29日まで

求職登録や
詳細はこちら▶



<https://www.welnaga.jp/>

申請に必要な書類

- ・ 申請書チェックリスト 【様式第1号】
- ・ 貸付申請書兼利用計画書 【様式第2号】
- ・ 個人情報の取扱同意書 【様式第3号】
- ・ 借用書 【様式第10号】
- ・ 業務従事届 【様式第20号】
- ・ 住民票（申請者・連帯保証人分）
- ・ 振込口座の通帳写し
- ・ 保有する介護の資格証明書又は研修修了書の写し

※ 借入希望金額が20万円を超える場合には、上記に加え、再就職準備金利用計画明細書【様式第8号】及び再就職準備品等を購入したことを証明する領収書等の写しの提出が必要です。

※ 各種様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

返還免除の条件

就労した日から2年間、継続して介護職員等の業務に従事すること



貸付とお仕事相談・紹介を通じて
あなたの再就職を全力サポートします！

福祉人材センター・バンクが福祉のお仕事紹介します

📍「福祉の仕事」の無料職業紹介事業所です

福祉人材センター・バンクの**ココ**がうれしい！

- ★キャリア支援専門員が相談にのってくれる
- ★LINEなど色々な手段で相談できる

長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-010003)

〒852-8555
長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター 2階
TEL 095-846-8656



佐世保市社会福祉協議会 佐世保福祉人材バンク
(無料職業紹介事業許可番号 42-ム-020002)

〒857-0028
佐世保市八幡町6-1
TEL 0956-24-1184



SNSでは
面談会情報などを
発信中！